

保護者 様

平成20年7月1日
岐阜市立岩小学校
校長 足立 篤美

暴風警報等発令時における措置について

梅雨の候 保護者の皆様方には、日頃は災害防止、事故防止等にご配慮をいただき誠にありがとうございます。

さて、風水害シーズンにそなえ学校におきましても安全に対する指導の徹底を図っておりますが、ご家庭におかれましても下記事項を参照され、警報発令時の措置の周知徹底をお願い申し上げます。

記

1. 暴風時における休業および登下校について

(1) 児童が登校する以前に暴風警報が発令されている場合

ア、警報が解除されるまで家庭において待機します。

イ、始業時刻の1時間前（午前7時30分）までに警報が解除された場合は、平常どおり登校します。

ウ、始業時刻の1時間前（午前7時30分）から正午までに警報が解除された場合は、解除後1時間を経てから授業を再開します。

エ、正午を過ぎてから解除された場合は、休業とします。

オ、学校諸行事等で午前授業の日は、午前9時30分を過ぎて警報が解除された場合は休業とします。

ただし、イ、ウの場合において、通学路等に危険が予想される場合には休業とすることがあります。この場合には携帯メールで連絡します。

(2) 児童が登校してから暴風警報が発令された場合

ア、警報発令時の気象状況（台風の中心位置・規模・進行方向・速度など）、通学路の状況等を判断して、児童を安全に帰宅させ得ると認めた場合、授業を中止して速やかに下校させます。

イ、帰宅が困難と認められた場合、自宅に保護者が不在の場合には、校内および教育施設の最も安全な場所で待機させます。

2. その他の警報（大雨・大雪・洪水など）の場合

各種の警報が発令された場合、地域の状況がそれぞれ異なることが多いので、校区の実情を把握し、安全を考慮して判断します。休業と判断する時は、携帯メールで連絡します。

3. **重要なお願い**

(1) 台風の接近が予想される場合には、気象情報等に注意を向け、災害防止、事故防止等に努めてください。また、お子さんにも連絡先を十分知らせておいてください。授業の途中下校が予想される場合は、必ずお子さんの帰宅先を明確にしておいてください。